

金融庁で議論進む銀行の規制緩和 出資拡大で事業再生支援は進むか

▼銀行の規制緩和が進めば、出資拡大を通じた事業再生がより求められていく。

金 融庁が、銀行の業務範囲や出資の規制緩和に向けて議論を進めている。9月11日に作業部会を金融審議会に設置、銀行制度等ワーキ

ング・グループを開き検討を続けている。規制緩和の案が固まれば来年の通常国会に法案を提出する方向だ。

銀行制度等ワーキング・グループが検討している主なテーマは、1つ目が子会社・兄弟会社の業務範囲規制。銀行の関連会社の事業は法律で制限されているが、許可を得られれば、フィンテックや地域商社といった事業を担う会社を設立することが可能だ。

今回の議論はこれを届出制とする方向で進んでいる。もう1つのテーマは、事業会社に対する出資規制の緩和だ。銀行は、子会社と合わせて事業会社の5%（銀行持株

会社は15%）を超える議決権の保有が原則として認められない（5%・15%ルール）。事業再生会社やベンチャー企業などには、上限を超える出資を可能にする方向だ。

危機で変わった銀行への期待

今回検討されている規制緩和の中でも注目すべきは、銀行による出資の規制緩和に今まで以上に踏み込んだ点であろう。特に、人口減少の影響を受けている地域銀行は、コロナショックが重なったことで顧客基盤である中小企業が打撃を受け、苦境に陥っている。そこで地域を支える銀行

が経営の柔軟性を確保することで、支援に資する機能の拡大が期待されている。そもそも銀行の業務範囲や出資の規制は、銀行が本業以外の投資などに過度に傾注した場合のリスクを予防するために設けられた経緯がある。例えば、銀行が好立地に店舗する営業店をビルに建て替えて空中階を賃貸に回そうとしても、これまでは容認されなかった。

事業会社への出資も、産業支配につながる懸念や、保有株式の価格変動が銀行本体の業績に過度に影響を与えるなど、経営の健全性を脅かす懸念も踏まえて抑えられてきた。

ただし、危機によって銀行が期待される役割は変わりがつある。

今年6月の通信社のインタビューにおいて金融庁の遠藤俊英長官（当時）は、コロナ



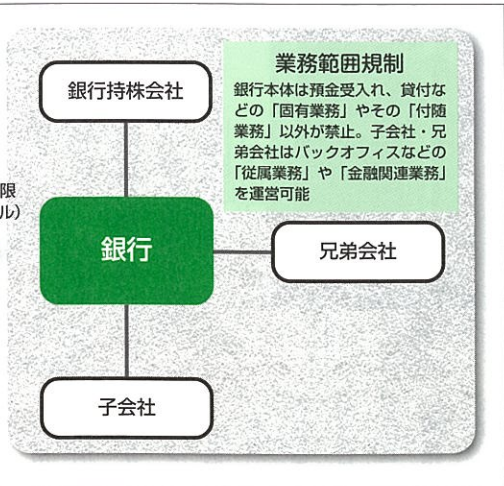
銀行による出資の規制緩和を進める方針の金融庁

下における緊急措置として、地域銀行による事業会社への出資制限を一時的に緩和することを検討するとの考えを表明していた。

当時から政府は、政府系・

民間金融機関を通じた実質無利子の融資を通じて中小企業支援を進めてきた。ところが、多くの中小企業経営者は「無金利と言えど、いずれは返済しなければならぬ金」と考えて貯めて

おき、地域金融機関ではかつてないほどに預貸率が低下している。



(出所) 金融庁資料等より筆者作成

金融機関に企業支援を求めるにしても、同じ構造のまま放置すれば金融市場が縮小均衡に陥り、地域経済が悪化する可能性がある。そこで金融庁は、事業再生会社やベンチャー企業に対して金融機関が出資し経営を担

うことで、地域経済の再生を図ろうと考えているのだ。すでに金融庁は、劣後ローンの活用や株主資本の注入という返済順位の低いもしくは返済の必要がないと企業側に認知される手法に注目している。例えば事業再生会社への出資が拡大すれば、こうした返済猶予が可能な資金供給がより一層活用される可能性もあるだろう。

これまでも地域銀行は、事業再生に様々な手法を尽くしてきた。長期化するデフレで経営改善が期待できず、融資回収も困難となっていた企業には、デッド・エクイティ・スワップ（DES。債務の資本化）を活用した経緯がある。

事業会社への出資で従来以上の経営参画へ

ただし、今回の出資規制の緩和は、破綻懸念先の支援

や、企業への出資を通じた投資拡大を促すものではない。あくまでコロナ下の緊急措置として、再生が十分に期待できる「健全な企業」支援を念頭に検討していることに留意が必要だ。

すなわち、日本経済はそう遠くない将来にコロナショックからの回復が十分に可能と金融庁は睨んでいるのだ。たとえ一時的な措置であっても、今後、地域銀行が規制緩和による行動変革を促される局面では、事業会社の経営に参画していくことが求められる。

かつてのように銀行本体から単に企業に人を送り込むだけではなく、外部から招聘した専門家を融資先企業の経営陣に登用するなど、コロナ禍に喘ぐ中小企業の経営改善に一層のコミットが求められることだろう。